

～公益法人だより～

第10号 平成29年9月5日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

多くの法人の皆さまから6月末までにご提出いただいた平成28年度分の事業報告等につきまして、当課において順次審査を進めているところですが、中には、添付されている決算書類において、計上額に誤りがあり、修正を依頼するケースがあります。そこで今回は、決算書類の修正を依頼した場合にすべき対応についてお知らせしますので、該当する法人におかれては、改めてご確認をお願いします。

また、以前から立入検査時にお願いしている公益法人認定法に定められた役員等の欠格事由への該当性の確認につきまして、確認すべき事項および確認方法や欠格事由に該当した場合の法人への影響等についてお知らせしますので、役員改選時などには十分にご留意ください。

これまでに発行した公益法人だよりは、滋賀県公益認定等委員会のホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/koeki-hojin/kouekinintei/kouekininteiinkai.html>）にも掲載しています。

（掲載場所）

滋賀県公益認定等委員会ホームページ - [監督について](#) - [公益法人だより](#)

決算書類修正依頼時の対応について

【決算書類の修正が必要なケースの具体例】

これまで事業報告を審査させていただいた中で、決算書類の修正が必要なケースとして下記のような例がありましたので、修正依頼時には対応いただくほか、次年度以降の決算書類の作成時には、十分ご注意をお願いします。

貸借対照表と正味財産増減計算書において正味財産額が一致していない

貸借対照表と正味財産増減計算書においては、正味財産額が一致しているはずですが、これが一致していないケースが見受けられます。この場合、何らかの資産額または負債額が誤っているか、費用や収入に計上誤りがありますので、その部分を修正し、影響する関係様式（別表A、Bなど）をすべて修正する必要があります。

正味財産増減計算書内訳表において収入の計上区分が誤っている

正味財産増減計算書内訳表における収入の計上については、その収入の内容に応じて、計上すべき事業区分が決まっているものがあります。特に、下記の科目については計上誤りが多く見受けられますので、ご注意ください。

< 公益目的保有財産の運用益 >

原則として、その全額を公益目的事業会計に計上する必要がありますが、対応する資産の運用益を他の事業にも共用されている場合（共用財産の場合）は、その共用割合に応じて運用益を配賦する必要があります。

（具体例）

基本財産である定期預金の運用益を公益目的事業に50%、法人会計に50%の割合で共用されている場合、発生した基本財産受取利息については、その50%を公益目的事業会計に計上し、50%を法人会計に計上することとなります。

< 寄附金収入 >

使途の定めのない寄附金はその全額を公益目的事業会計に、使途の定めのある寄附金は、その定めの内容に応じた会計区分に計上する必要があります。特に、公益目的事業以外のために使途の指定をする場合、どの事業区分にどれだけの割合で使用すべきかという定めが必要であり、どの事業区分でも使用できるような使途の定め方の場合は、使途の定めがないものとみなし、公益目的事業の収入とする必要があります。

（FAQ問 - 4 - 参照）

一例として、寄附金収入を法人会計の収入とするためには、寄附書などにおいて、「当該寄附金は法人の管理運営に必要な経費に充当する」などの使途が明記されている必要があります。「法人のために使用する」などの曖昧な使途の定めしかない場合は、公益目的事業会計の収入とすることになります。

寄附金の使途を定めた書類（寄附金の募集要領、申込書など）については、毎年度の事業報告提出時に添付を求めることがあります。

正味財産増減計算書において収益事業等会計から公益目的事業会計への繰入額が計上されていない

公益法人だより第9号（平成29年6月9日発行）でもお知らせしましたが、収益事業等から公益目的事業財産への利益の繰入額については、正味財産増減計算書内訳表において、「他会計振替額」の科目に計上する必要があります。事業報告の別表A（3）において繰入額が算定されているにもかかわらず、他会計振替額の科目に計上されていない、または計上額が誤っているケースがありますのでご注意ください。

【決算書類修正依頼時の対応方法】

事業報告の審査時において、決算書類の誤りが見付き、適正に作成された決算書類によって収支相償等の認定基準の判定を改めて行う必要がある場合、社員総会または評議員会で決議を受けられた決算書類とは別に、【認定基準判定用】として修正した決算書類の提出をお願いしています。そして、この決算書類を基に関係様式についても修正を行っていただき、収支相償等の認定基準の判定を行っています。

なお、この修正提出された決算書類は、社員総会または評議員会の決議を受けられた決算書類とは異なり、あくまでも認定基準の判定のための書類となります。よって、決算書類そのものの修正については、改めて社員総会または評議員会における修正決議が必要となりますのでご注意ください。

毎年度同様の計上誤りを指摘しているケースもありますので、決算書類作成の際には、前年度に受けた指摘の内容を事前にご確認ください。

役員等の欠格事由該当性の確認について

平成 29 年度に、他県において、禁固以上の刑の執行後 5 年を経過しない者が役員に就任していたことが判明し、これは公益法人認定法第 6 条に定められた欠格事由に該当するものであることから、同法第 29 条第 1 号の規定に基づき、当該法人の公益認定が取り消されるという事案がありました。

このような役員等の欠格事由への該当による公益認定の取消しを受けないためには、役員等の就任または改選時において、役員等の候補者の皆さまに認定法上の欠格事由についてご説明いただくほか、確認書等の「書面」により役員等の候補者が欠格事由に該当しないことを確認いただくことが有効ですので、下記を参考に確認書等の取得をお願いします。

【確認すべき事項・確認方法について】

公益法人認定法第 6 条第 1 号イから二では、公益法人の理事、監事および評議員に就任する者についての欠格事由が定められています（具体的には、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行後 5 年を経過しない者や暴力団員である者など）ので、これらの欠格事由に該当していないことを確認する必要があります。この欠格事由への該当性を確認するための確認書の参考様式を当課で作成していますので、別添の様式もご活用ください。

役員等の就任時に当該候補者から履歴書を取得され、その際に、賞罰の有無を確認されているケースもありますが、このような確認では、法律上の欠格事由への該当性を漏れなく確認できないことがありますので、別途確認書等で欠格事由への該当性を確認されることをお勧めします。

【欠格事由に該当する役員等が就任していた場合の影響について】

公益法人認定法第29条第1号において、同法第6条各号に該当する場合、行政庁はその公益法人の公益認定を取り消さなければならないことになっておりますので、欠格事由に該当する役員等が就任されていたことが判明した場合、その法人は公益認定の取消処分を受けることとなります。

なお、公益認定の取消処分を受けた法人は、一般法人として存続しますが、認定取り消しの日から1か月以内に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を国もしくは地方公共団体または類似の事業を行う他の公益法人等に贈与する必要があります。また、公益認定の取消しの日から5年を経過するまでは、再度公益認定を受けることができません。

よって、すでに就任されている役員等について、欠格事由に該当することが疑われる場合（役員等が禁固以上の刑に処せられるおそれがある場合など）には、該当する役員に辞任いただくなどの措置を講じる必要があります。

おわりに

本年度も概ね9月から定期の立入検査を実施させていただきます。立入検査の対象となっている法人の皆さまには、検査実施の1月前を目途に書面による通知を送付させていただきますが、その際に、事前にご提出いただきたい書類や当日ご準備いただきたい書類等を記載しておりますので、ご確認、ご対応をお願いします。

また、検査当日における質問等について事前にある程度把握していただく趣旨から、当課が作成しましたチェックリストを滋賀県ホームページにて掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

< 滋賀県ホームページ（HP）からの探し方 >

滋賀県HP > 県政情報 > 県政運営・行財政改革 > 審議会 > 総合政策部・総務部・県民生活部の審議会情報 > 滋賀県公益認定等委員会 > 滋賀県公益法人等立入検査実施要領・様式

なお、本年度立入検査の対象となる法人は、その多くが新たな公益法人への移行後、2回目または3回目の検査の実施となりますので、前回検査の際に指摘のあった事項についてはあらかじめご確認いただき、検査がスムーズに進みますようご協力をお願いします。

「公益法人だより」において掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上